

別表（第12条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下のものに限る。)の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円
2 電磁的記録	用紙に出力したもの（A3判以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき20円

注 両面印刷とするときは，片面を1枚として額を算定する。